

令和8年5月28日

読谷村議会

議長 上地 利枝子 殿

読谷村議会議員

與那覇沙姫 印

一般質問通告書

第553回読谷村議会定例会において次の事項の質問をしたいので、会議規則第61条第2項の規定により通告いたします。

質問要旨	答弁を求める者
<p>1 住まいは、仕事・子育て・健康を支える生活の土台であり、国際条約や憲法でも保障された「人権」です。国は令和7年10月に住宅セーフティネット法を改正し、住まいに困っている人を支える制度をさらに整えました。村民が頼りとする公営住宅は県営・村営合わせて292世帯にとどまり、全棟が築34年から41年と老朽化が進んでいます。村民からは、「70歳を超えたらアパートに入ることが難しい」「断られる人がいると」「若いのに障害があると貸してもらえないと聞いた」という声が届いています。これは全国調査でも裏付けられており、高齢者の4人に1人以上が年齢を理由に入居を拒否された経験を持っています。こうした課題に対し、民間賃貸住宅を活用する住宅セーフティネット制度の導入と公営住宅の現状について質問します。</p> <p>(1) 村営住宅について、過去5年間の申込者数・待機世帯数・倍率の推移をお示しください。また、申込みをしても入居できていない世帯が、現在どのような住まいの状況にあるのか、村はどのように把握していますか。そして入居できない場合、村としてどのような支援や案内を行っているのか伺います。</p> <p>(2) 本村の公営住宅は築34～41年と老朽化し、この30年で人口は約1万人増加しています。この供給不足をどう認識していますか。それぞれの公営住宅の耐用年数と、建て替え時期、建替えの際に戸数について、公営住宅法に基づくとどのような計画になるのか伺います。</p>	

質 問 要 旨	答弁を求める者
<p>(3) 家賃低廉化事業は、市町村負担は4分の1、5世帯でも年間30万円以下の予算となっています。令和7年9月議会にて「現状を正確に把握した上で活用について検討を進める」と答弁しています。村民の住宅に関する現状と、家賃相場を把握するための調査研究は、どのように行われているのか伺います。</p> <p>(4) 住宅支援法人株式会社レキオスとの意見交換後の、課題や解決策などを伺います。</p>	
<p>2 粗大ゴミ手数料の免除規定の項目の新設について、令和7年3月・6月・9月議会から継続して取り上げており、今回で4回目の質問となります。</p> <p>令和7年9月議会において当時の石嶺村長は「庁内で議論する」と答えています。それから9ヶ月が経過しています。しかしながら、新年度になりましたが、制度の見直しや明確な方針は未だ示されていません。</p> <p>本制度は、住民生活に直結する重要な施策となっています。生活保護受給者・年金受給者・児童扶養手当受給者・特別児童扶養手当受給者など、生活に困難を抱えやすい住民を支えるための観点から早急な対応が求められることから、以下について質問します。</p> <p>(1) 庁内での検討の進捗状況について伺います。庁内での議論は、いつ、何回、どのような形で行われたのか。また、その結果としてどのような結論に至ったのか、明確に示してください。</p> <p>(2) 令和7年9月議会において、担当課は「その他村長が特別の理由があると認める場合」について「台風や地震などの自然災害のことを想定している」と答弁しました。しかし現行の条例・規則を確認すると、「台風」「地震」「災害」という文言については、廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の(1)火災その他の災害により著しく被害を受けた場合に明記されています。「その他村長が特別の理由があると認める場合」とについても、「台風・地震の自然災害」という限定解釈を独自に設けることが行政にできるのか伺います。</p> <p>(3) 本制度は、憲法第25条に定める「健康で文化的な最低限度の生活」の保障、ならびに廃棄物処理法に基づく自治体の責務に関わります。全国の自治体、さらに沖縄県内においても、北谷町・西原町・糸満市・北中城村・中城村ではすでに生活保護受給世帯を対象とした減免制度を条例または規則に明記し、運用しています。住みよい読谷村のづくりを目指している本村の免除申請の対応について伺います。</p>	

質 問 要 旨	答弁を求める者
<p>3 地元食材で食育と地域経済を豊かにする学校給食の実現 と、不登校・フリースクール・宗教上の理由で学校給食が食べられないの子どもたちへも同等の給食費の支援を求める</p> <p>(1) 本村の小学校・中学校・こども園等における給食の賄材料費について、1食あたりの単価および、年間総額を小学校と中学校ごとに求めます。</p> <p>(2) 年間の賄材料費総額のうち、読谷村内・沖縄県内・県外・国外の金額および割合を求めます。</p> <p>(3) 現在の1食あたりの賄材料費の単価は、いつ・どのような基準で設定され、物価格上昇が続く中、単価の見直しはどのように行われているのか伺います。</p> <p>(4) 地産地消を進めた場合、配送が村内でガソリン代の負担が軽減され輸送コストの軽減や、ビニールなど袋が不要になると考えると、賄材料費への影響があると考えています。見解を伺います。</p> <p>(5) 国の「給食費負担軽減実施要領」では、非喫食者への給付も交付対象経費として認められています。不登校やフリースクールに通う児童生徒で、学校籍を有する者については、この制度を活用して給食費相当額を支給することが可能と考えますが、村としての見解をお伺いします。また、現在この制度を活用できていない子どもが村内に何人いるか、把握していればあわせてお答えください。</p>	
<p>4 教育費の公費・私費負担の見直しと公会計化の推進について</p> <p>(1) 令和7年12月議会において「校長会・教頭会で検討する」との答弁がありました。令和8年度の徴収金において、私費負担から公費負担へ移行したものは何か。学校ごとに具体的に伺います。</p> <p>(2) 文科省は令和8年4月30日、各教育委員会に対し、教材費等の公会計化を促す通知を発出しました。通知では、「学校設置者は学校教育法等の規定により教育活動に対する責任を有しており教材費・修学旅行費等を地方公共団体の公会計として歳入歳出予算に計上することが可能である」と法的根拠を明示しています。公会計化により、学校の徴収・管理業務の負担軽減、監査による透明性の確保、納付方法の多様化、滞納の減少が見込まれます。本村における公会計化推進の見解を伺います。</p>	

質 問 要 旨	答弁を求める者
<p>5 これまで、令和6年9月・12月・令和7年3月・9月議会を通して、他市町村や行われている短時間保育の預かり時間の選択制・保育の必要量の認定申請許可や、他都道府県の自治体で行われている自治体独自の保育士配置基準について一般質問をしてきました。村はこれまで「保育士不足」や「産休育休と就労の不公平」を理由に、選択制の導入を先送りしてきました。</p> <p>「産休育休と就労の不公平」については、保育制度をしっかりと読み解くと、どちらも対立させる必要がありません。なぜなら、保育は就労以外の支援を行うことを法律や規則に明記されているからです。それを行政が園側にしっかり伝えて保育をしていただく必要があります。わたしが一般質問し続ける理由は、保育士不足の現場では、同僚や子どもたちとの関わりに課題が生まれているからです。保育は、子どもたちが初めて保護者から離れて過ごす社会です。そこが安心安全な場所でなければいけません。そして、そこで働く保育士こそ、幸せでなければいけません。しかし、そうあるべき現場でなぜ保育士不足が起きているのか、村は早急に根本を問わなければなりません。</p> <p>保育士時代から17年間、訴えてきた保育士不足について、処遇改善・就労支援以外に村が独自で行った保育士不足対策や私たちには見えない支援と、認可保育所・公立保育所・こども園の保育士欠員数を各園ごとに伺います。</p>	